

官廳労働組合に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十六日

北條 秀一

参議院議長 松平恒雄殿

昭和二十三年一月廿六日

官廳労働組合に関する質問主意書

現内閣が、民主革命の完遂による平和文化國家建設が労働者農民諸君の双肩にかかつているとすることは正しい。そのためには労働組合の正しい發達を望まねばならぬ。しかるに官廳労働組合の現状は次の点において正しいとは考えられないので、これについて回答されたい。

一、官廳労働組合の組合事務を担当する職員の給與を國費支弁としていることは、組合を正しく發展せしめる所以ではない。これについての政府の所見如何。

このことが如何なる事情によつて行われたのか（労働組合の要求によつて行われたとすれば、その要求の内容及びこの方針が何日決定されたのか）

二、官廳労働組合の組合事務を担当する職員は何人位あるのか政府は調査しているか。調査しているとせばその結果を具体的に示されたい。若し調査していないとせば至急調査されたい。

三、右調査の結果國費支弁額は何れ位になつているか。

四、官廳労働組合の組合事務を担当する職員の給与を國費支弁とすることは、憲法第八十九條に反すると

思うが政府の見解如何。